

利用した覚えのないサイト利用料を請求するハガキが届いた。訴訟を提起するので訴え取り下げを希望する場合は至急連絡されたいとのことだが、どうしたらよいか。このような架空請求に関する相談がまた増加している。

国民生活センターによれば、全国の消費生活センターに寄せられる相談のうち架空請求に関するものは、2000年代初め頃に爆発的に増加し、2004年度

“進化”する悪質商法

を通じて繰り返し注意喚起がなされた。行政サイドでも、警察当局による詐欺業者の摘発、支払いの受け皿となった銀行口座の情報提供と口座凍結、携帯電話の本人確認徹底などの対策がとられた。架空請求に使われるいわば「小道具」を抑え込もうとする作戦であった。こうした官民をあげた取り組みが功を奏し、その後、架空請求に関する相談は急速に沈静化し、2011年度には2・1万件とピーク時の30分の1にまで減少した。

しかしここに来て、また様相が変わってきた。15年度、16年度の架空請求に関

て実際に利用したのか認識しにくく、「裁判に訴える」「法的措置をとる」「差し押さえる」など不安をおられて支払いに誘導されてしまう。

支払い手段(支払わせ方)についても大きな変化がみられる。かつては、銀行口座への振り込みやクレジットカードでの支払いが多かったが、今日では、コンビニで広く売られているプリペイドカード(ギフトカード)が多用されている。口座振り込みなどは口座が凍結されたり、事後的に足がついたりするおそれがあるのに対し、プリペイドカードは業者にとって好都合といえる。特にチャージした価値をカード発行会社のサーバーで管理するサーバー型カードの場合、カード番号だけで利用できる。このため、業者の指示でカードを購入させられ、その写真を送ったり番号を伝えたりするとカードの額面金額が相手に渡ってしまうことになる。

架空請求トラブル

再び増勢へ

には67・6万件と全相談の約3分の1を占めた。一部の反社会的勢力が関与したとも言われ、大きな社会問題となった。

この架空請求第1ラウンドでは、被害を防ぐため消費生活センターやマスコミ



名古屋経済大学特別教授
消費者問題研究所長

田口 義明

する相談は、ともに8万台と11年度の約4倍に増加し、相談全体の1割を占めるに至っている。架空請求第2ラウンドと言ってもよい。その背景として、多数の消費者を相手に架空請求のメールやハガキを送っている業者の手口が進化していることが挙げられよう。

架空請求では、請求名目と支払い手段が重要なポイントとなる。請求名目については、「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」など詳細がよく分からないものが多い。こうしたデジタルコンテンツの料金は、消費者にとっ

さまざま悪質商法は、手口が知られるようになる

と被害はいったん減少するが、すぐに新たな手口が登場してくる。かくして法律や対策とのイタチゴッコが繰り返される。消費者としては、自らできる自衛措置を心掛けることが何より大事といえる。身に覚えのない請求は決して相手にせず、「訴訟取り下げの問い合わせ窓口」などという電話番号に絶対に連絡しないことである。

たぐち・よしあき 消費者政策・消費者法。東京大学法学部卒。内閣府国民生活局長、国民生活センター理事などを経て現職。1951年生まれ。

